

「IPv4 アドレス移転申請手続きについて」新旧対照表

| 現在の文書 | 改定後の文書 |
|---|---|
| <p>4.4. IPv4 アドレス移転手数料の支払い(該当者のみ)</p> <p>(中略)</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して手数料を徴収します。手数料は以下の金額です。</p> <p>IPv4 アドレス移転手数料 88,000 円(うち消費税 8,000 円) (注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> | <p>4.4. IPv4 アドレス移転手数料の支払い(該当者のみ)</p> <p>(中略)</p> <p>JPNIC は本文書に基づく IPv4 アドレス移転申請に関して、移転先に対して「<u>IPv4 アドレス・AS 番号管理に関する料金について</u>」に定める <u>IPv4 アドレス移転</u> 手数料を徴収します。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> |
| <p>7.1. IPv4 アドレス移転手数料</p> <p>提出された IPv4 アドレス移転申請が、以下のいずれかに該当する場合には、JPNIC は移転先に対して手数料を徴収します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.1 JPNIC 契約組織間の移転」に該当し、対象 IPv4 アドレス空間に国際移転アドレスが含まれる場合 ・「1.3 移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転」に該当する場合 | <p>7.1. IPv4 アドレス移転手数料</p> <p>提出された IPv4 アドレス移転申請が、以下のいずれかに該当する場合には、JPNIC は移転先に対して「<u>IPv4 アドレス・AS 番号管理に関する料金について</u>」に定める <u>IPv4 アドレス移転</u> 手数料を徴収します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1.1 JPNIC 契約組織間の移転」に該当し、対象 IPv4 アドレス空間に国際移転アドレスが含まれる場合 ・「1.3 移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転」に該当する場合 |

| | |
|---|--|
| <p>手数料は以下の金額です。 IPv4 アドレス移転手数料 88,000 円(うち消費税 8,000 円) (注) IPv4 アドレス移転手数料は事由のいかんを問わず返却しません。</p> <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> <p>(後略)</p> | <p>この手数料の支払いに関わる通知が届いた後、JPNIC の指定する銀行口座に振り込んでください。振り込み手数料は移転先負担です。</p> <p>(後略)</p> |
| <p>7.2. IP アドレス維持料</p> <p>移転された IPv4 アドレス空間は、他の IPv4 アドレス空間と同じく、<u>次の各文書の定めに従い</u> IP アドレス維持料が課金されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「IP アドレス割り当て等に関する規則」別表-5. IP アドレス維持料 ・「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」 <p>「1.1 JPNIC 契約組織間の移転」に該当する場合には移転元および移転先、「1.2 JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転」に該当する場合には移転元、「1.3 移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転」に該当する場合には移転先は、JPNIC に対する IP アドレス維持料等(以下、維持料)の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金をお支払いいただくことが必要となります。(後略)</p> | <p>7.2. IP アドレス維持料</p> <p>移転された IPv4 アドレス空間は、他の IPv4 アドレス空間と同じく、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」に定める</u> IP アドレス維持料が課金されます。</p> <p>「1.1 JPNIC 契約組織間の移転」に該当する場合には移転元および移転先、「1.2 JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転」に該当する場合には移転元、「1.3 移転対象レジストリ契約組織から JPNIC 契約組織への移転」に該当する場合には移転先は、JPNIC に対する IP アドレス維持料等(以下、維持料)の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金をお支払いいただくことが必要となります。(後略)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>9. 関連文書</p> <p>(中略)</p> <p>JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則 https://www.nic.ad.jp/doc/info-rule.html</p> <p>その他 IP アドレス技術文書群 https://www.nic.ad.jp/ja/ip/doc/</p> | <p>9. 関連文書</p> <p>(中略)</p> <p>JPNIC の IP アドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等に関する規則 https://www.nic.ad.jp/doc/info-rule.html <u>IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について</u> <u>https://www.nic.ad.jp/doc/ip-fee.html</u></p> <p>その他 IP アドレス技術文書群 https://www.nic.ad.jp/ja/ip/doc/</p> |
|---|---|